

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

事例1

提出先、申告年分などを書いてください。
○□には「5」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー(個人番号)、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治 1、大正 2
昭和 3、平成 4
令和 5

※ 住所地以外の居所・事業所等の所在地を所轄する税務署に申告される方は、「現在の住所又は居所・事業所等」欄の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。

なお、住所地以外で申告をする場合、「郵便番号」欄は、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。

また、「令和 年」の空白に「6」と書き、令和6年1月1日現在の住所を書いてください。

申告の種類を表示します。

山林所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。

青色申告者の方は、「青色」も「○」で囲みます。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書第一表(上部)

令和 6 年 2 月 16 日 令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 〒XXXX-XXXX 個人番号 XXXXXXX-XXXX 申告年月日 3 | 4 | 1 | 1 | 0 | 9

現在の住所又は居所・事業所等 Y市〇〇町1-10 フリガナ オオサカ タロウ 氏名 大阪 太郎

住所(住所)又は所在地 F市△△町7-3-14 氏名又は名称 株式会社 ○〇商事

収入金額等	所得金額等	税	計	算
給与	6700000	源泉徴収税額	4930000	
公的年金等		申告納税額		
雑所得		修正前の第3期分の税額		
合計	4930000	修正後の第3期分の税額		

第三表(12ページ)へ

収入金額等 所得金額等

該当する各種所得の収入金額等と所得金額等を書いてください。
なお、事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」(青色申告の方は、「青色申告決算書」)に基づいて書いてください。
この事例は、山林所得以外に給与所得がありますので、「給与所得の源泉徴収票」に基づいて書きます。
書き方については、7ページで説明しています。

給与所得

給与所得の金額は、23ページの「3 給与所得金額の計算表」で求めることができます。
なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけであり、かつ、所得金額調整控除(23ページ)の②に該当しない場合には、「給与所得の源泉徴収票」から転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受けられる方は、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1415 給与所得者の特定支出控除」を参照してください。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

住所(住所)又は所在地 Y市〇〇町1-10 氏名 オオサカ タロウ 大阪 太郎

給与・賞与	6700000	給与所得控除後の金額	4930000	所得控除の額の合計額	1540000	源泉徴収税額	255700
(源泉)控除対象配偶者の有無等	380000	控除対象配偶者の数	1	配偶者の数(本人を除く)	0	非居住者である配偶者の数	0
社会保険料等の金額	580000	生命保険料の控除額	50000	地震保険料の控除額	50000	住宅借入金等特別控除の額	

昭和 41 11 9

住所(住所)又は所在地 F市△△町7-3-14 氏名又は名称 株式会社 ○〇商事

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、給与所得と同様に「公的年金等の源泉徴収票」から、その「支払金額」欄の金額を収入金額等の「⑦雑(公的年金等)」欄に転記してください。
また、所得金額等の「⑦雑(公的年金等)」欄に記載する公的年金等の雑所得の金額は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の11ページから12ページで求めることができます。

合計所得金額にご注意ください。

9ページで作成する第一表の所得から差し引かれる金額(所得控除額)は、あなたの令和5年分の合計所得金額に基づき、その控除額の計算や控除の適用の可否を判定するものがあります。
合計所得金額とは、左記第一表の所得金額等「⑫合計」欄の金額に申告分離課税の所得金額(土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額)、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。
この事例の場合の合計所得金額については、10ページを参照してください。

事例1

3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

事例1

申告年分、空白部分、住所、氏名などを書いてください。

○「社会保険料控除」欄など

第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のものを除き、支払をした旨を証する書類を添付又は提示する必要があります。詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の41ページを参照してください)。

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

申告書第二表

令和05年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 FA2303

住所 大阪府 Y市〇〇町1-10
氏名 大阪 太郎

所得の種類	種目	収入金額	源泉徴収額
給与	給料	6,700,000	255,700

⑭ 源泉徴収額の合計額 255,700

第一表⑭欄へ(13ページ)

この事例では、あなた(山林を伐採して売却された方)の合計所得金額(7、10ページ参照)が1,000万円を超えているため「配偶者(特別)控除」(9ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。

詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

4 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

申告書第一表(左下部)

社会保険料控除	⑬	580,000
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	500,000
地震保険料控除	⑯	500,000
基礎控除	⑳	480,000
合計	㉑	1,160,000

第三表㉑欄へ(12ページ)

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

Y市〇〇町1-10

株式会社 〇〇商事

項目	金額
給与・賞与	6,700,000
社会保険料等の金額	580,000
生命保険料の控除額	500,000
地震保険料の控除額	500,000

☞「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のように入力することができます。

※ ⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から㉑欄の記載を省略し、㉑欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和5年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和5年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合、白色申告者の事業専従者となっている場合、他の納税者の扶養親族として扶養控除又は障害者控除の対象とされている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の19ページから20ページを参照してください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成20年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)で一定の方をいいます。
- 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方(年齢が19歳以上23歳未満の方)をいいます。
- 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた方(年齢が70歳以上の方)をいいます。
- 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方をいいます。

【扶養控除額】

区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族	同居老親等 58万円 同居老親等以外 48万円

㉔ 基礎控除

あなたの令和5年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和5年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

事例1

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の所得金額等〔⑫合計〕欄に記載した金額(6ページ参照)と所得から差し引かれる金額〔⑳合計〕欄に記載した金額(9ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑳欄の金額 = A
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥⑦欄から⑦⑧欄までの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧⑨欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥⑦欄から⑦⑧欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑧欄から⑧⑨欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます。)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑳欄の金額(1,160,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引ききれれていますから、その残額である3,770,000円を⑦⑧欄に書き、⑦⑧欄の金額は、そのまま⑧⑨欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額
3,770,000円 × 0.2 - 427,500円 = 326,500円(⑧⑤欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を参照してください。

課税される所得金額(⑧⑦欄) 所得税の税率 山林所得金額に対する税額
7,820,000円 × 0.05 = 391,000円(⑧⑨欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡	一般分	⑥⑥	
短期譲渡	軽減分	⑥⑦	
長期譲渡	一般分	⑥⑧	
長期譲渡	特定分	⑥⑨	
長期譲渡	軽減分	⑦⑦	
一般株式等の譲渡		⑦①	
上場株式等の譲渡		⑦②	
上場株式等の配当等		⑦③	
先物取引		⑦④	
山林		⑦⑤	7820000
退職		⑦⑥	
総合課税の合計額	(申告書第一表の⑫)	⑫	4930000
所得から差し引かれる金額	(申告書第一表の⑳)	⑳	1160000
課税される所得金額		⑦	3770000
課税される所得金額	⑥⑥⑦対応分	⑦⑧	000
課税される所得金額	⑥⑧⑨⑦⑧対応分	⑦⑨	000
課税される所得金額	⑦①②対応分	⑧⑦	000
課税される所得金額	⑦③対応分	⑧⑧	000
課税される所得金額	⑦④対応分	⑧⑨	000
課税される所得金額	⑦⑤対応分	⑧⑩	7820000
課税される所得金額	⑦⑥対応分	⑧⑪	000
課税される所得金額	⑦⑦対応分	⑧⑫	000
課税される所得金額	⑦⑧対応分	⑧⑬	000
課税される所得金額	⑦⑨対応分	⑧⑭	000
課税される所得金額	⑦⑩対応分	⑧⑮	000
課税される所得金額	⑦⑪対応分	⑧⑯	000
課税される所得金額	⑦⑫対応分	⑧⑰	000
課税される所得金額	⑦⑬対応分	⑧⑱	000
課税される所得金額	⑦⑭対応分	⑧⑲	000
課税される所得金額	⑦⑮対応分	⑧⑳	000
課税される所得金額	⑦⑯対応分	⑧㉑	000
課税される所得金額	⑦⑰⑱⑲までの合計	⑧㉒	717500

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑦⑦	対応分	⑧⑤	326500
⑦⑧	対応分	⑧⑥	
⑦⑨	対応分	⑧⑦	
⑧⑦	対応分	⑧⑧	
⑧⑧	対応分	⑧⑨	
⑧⑨	対応分	⑧⑩	
⑧⑩	対応分	⑧⑪	
⑧⑪	対応分	⑧⑫	
⑧⑫	対応分	⑧⑬	391000
⑧⑬	対応分	⑧⑭	
⑧⑭	対応分	⑧⑮	
⑧⑮	対応分	⑧⑯	
⑧⑯	対応分	⑧⑰	
⑧⑰⑱⑲までの合計	(申告書第一表の㉒)	⑧㉓	717500

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

FA2203	
確定申告書	
フリガナ	オオサカ タロウ
氏名	大阪 太郎
会社員	○
整理番号	
課税される所得金額	③① 717500
配当控除	③②
住宅借入金等特別控除	③③
政党等寄附金等特別控除	③④
住宅耐震改修特別控除等	③⑤
災害減免額	④②
再差引所得税額	④③ 717500
復興特別所得税額	④④ 15067
所得税及び復興特別所得税の額	④⑤ 732567
源泉徴収税額	④⑧ 255700
申告納税額	④⑨ 476800
予定納税額	⑤①
第3期分納める税金の税額	⑤② 476800
修正前の第3期分の税額	⑤③
源泉徴収税額	⑤④
公的年金等以外の合計所得金額	⑤⑤
配偶者の合計所得金額	⑤⑥
専従者給与(控除)額の合計額	⑤⑦
青色申告特別控除額	⑤⑧
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	⑤⑨
未納付の源泉徴収税額	⑤⑩
本年分で差し引く繰越損失額	⑤⑪
平均課税対象金額	⑤⑫
変動・臨時所得金額	⑤⑬
申告期限までに納付する金額	⑤⑭ 00
延納届出額	⑤⑮ 000

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧～④①住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

④① 差引所得税額
③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄の金額を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)
④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、
④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額(1円未満の端数を切り捨てた金額)を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑧源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(8ページ参照)。

④⑨ 申告納税額
④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出
第一表の「⑤②納める税金」の2分の1以上の金額を令和6年3月15日(金)までに納付することにより、その残額を、令和6年5月31日(金)まで延納することができます。
なお、延納期間中は利子税がかかります。

事例1

事例1